

16 【指定障がい福祉サービス事業者等指導・監査資料】

指 定 障 が い 児 通 所 支 援

名 称	
市 町 村 名	
事 業 者 番 号	
実 施 年 月 日	令和 年 月 日
記 入 者	職氏名
日中一時支援の指定 (○で囲む)	有 無

検 査 吏 員	職氏名
	職氏名
	職氏名

児童福祉法に基づく指定通所支援の 指導調書における表記等について

1 省略表記

- (1) 「基準省令」とは、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）」をいう。
- (2) 「契約支給量」とは、支給決定保護者等に提供することを契約した指定通所支援の量をいう。
- (3) 「告示」とは、「児童福祉法に基づく指定通所及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号）」をいう。
- (4) 該当サービス欄及び根拠法令欄の「児」は「福祉型児童発達支援」、「医」は「医療型児童発達支援」、「放」は「放課後等デイサービス」、「居」は「居宅訪問型児童発達支援」、「保」は「保育所等訪問支援」をいう。
- (5) 「指針」とは、「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」をいう。
- (6) 「児童発達支援管理責任者」とは、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 49 条第 1 項に規定する児童発達支援管理責任者」をいう。
- (7) 「児童指導員」とは、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 21 条第 6 項に規定する児童指導員」をいう。
- (8) 「重症心身障がい児」とは、「法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障がい児」をいう。
- (9) 「機能訓練担当職員」とは、「日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員」をいう。
- (10) 「認定特定行為業務従事者」とは、「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 3 条第 1 項に規定する認定特定行為業務従事者」をいう。

2 読み替えについて

- (1) 「指定児童発達支援事業所」は、特に断りがない限りは「福祉型児童発達支援センター」、「医療型児童発達支援センター」、「児童発達支援事業所」、「放課後等デイサービス事業所」、「保育所等訪問支援事業所」と、実地指導対象の事業にそれぞれ読み替えるものとする。
- (2) 「指定児童発達支援」は、特に断りがない限りは「福祉型児童発達支援センター」、「医療型児童発達支援センター」、「児童発達支援事業」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」と、実地指導対象の事業にそれぞれ読み替えるものとする。

確認書類

規定等の整備状況		有 無	備 考
1	指定申請関係書類・変更届・関係官署に対する報告書	有 ・ 無	
2	運営規程	有 ・ 無	
3	就業規則（労基署最終届出 年 月 日）	有 ・ 無	10人以上は届出
4	従業員雇用契約関係書類	有 ・ 無	
5	従業員給与台帳	有 ・ 無	
6	従業員名簿	有 ・ 無	
7	従業員資格証	有 ・ 無	
8	出勤簿（タイムカード）	有 ・ 無	
9	有給休暇申請簿等（休暇取得日等が確認できるもの）	有 ・ 無	
10	超過勤務命令簿・超過勤務記録簿等（超過勤務実績が確認できるもの）	有 ・ 無	
11	出張命令簿・出張記録簿等（出張日等が確認できるもの）	有 ・ 無	
12	職員会議録	有 ・ 無	
13	勤務表・組織体制図等	有 ・ 無	
14	職員研修記録	有 ・ 無	
15	利用者名簿	有 ・ 無	
16	アセスメントシート・フェースシート	有 ・ 無	
17	モニタリングの記録	有 ・ 無	
18	サービス担当者会議の記録	有 ・ 無	
19	障がい児支援利用計画	有 ・ 無	
20	個別支援計画	有 ・ 無	
21	サービス提供記録	有 ・ 無	
22	決算・事業報告（関係書類）	有 ・ 無	
23	サービス利用契約書・重要事項説明書	有 ・ 無	
24	利用者負担金等の請求書・領収書（控）	有 ・ 無	
25	障がい児通所給付費等明細書（請求書）	有 ・ 無	
26	サービス提供実績記録票	有 ・ 無	
27	苦情・事故・ヒヤリハット・身体拘束に関する記録	有 ・ 無	
28	利用者情報の秘密保持に関する取り決め等	有 ・ 無	
29	利用者情報提供についての本人等の同意書	有 ・ 無	
30	代理受領額通知書	有 ・ 無	
31	事業所パンフレット等	有 ・ 無	

規定等の整備状況		有 無	備 考
32	業務日誌	有 ・ 無	
33	非常災害対策計画・消防計画・避難訓練記録 等	有 ・ 無	
34	給食献立表	有 ・ 無	
35	保菌検査記録	有 ・ 無	
36	検食記録簿	有 ・ 無	
37	給食日誌	有 ・ 無	
38	契約内容（障がい福祉サービス受給者証記載事項）報告書	有 ・ 無	
39	業務継続計画	有 ・ 無	
40	身体拘束適正化検討委員会の設置・運営等がわかる書類	有 ・ 無	
41	身体拘束等の適正化のための指針	有 ・ 無	
42	虐待防止委員会の設置・運営等がわかる書類	有 ・ 無	
43	虐待防止のための指針	有 ・ 無	

※ 当日すぐ確認できるように会場に用意しておいてください。

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令
<p>児・医・放・居・保</p> <p>該当サービス欄及び根拠法令欄の「児」は「福祉型児童発達支援」、「医」は「医療型児童発達支援」、「放」は「放課後等デイサービス」、「居」は「居宅訪問型児童発達支援」、「保」は「保育所等訪問支援」をいう。</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>① 指定児童発達支援事業者は、障がい児が日常生活における基本動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行えているか。</p> <p>② 指定医療型児童発達支援事業者は、障がい児が日常生活における基本動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行えているか。</p> <p>③ 指定放課後等デイサービス事業者は、障がい児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行えているか。</p> <p>④ 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行われているか。</p> <p>⑤ 指定保育所等訪問支援事業者は、障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行えているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>平成 24 年厚生労働省令第 15 号 児：第 4 条</p> <p>医：第 55 条</p> <p>放：第 65 条</p> <p>居：第 71 条の 7</p> <p>保：第 72 条</p>

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令
--------	--------	------	------

第2 人員に関する基準

職 種	従 業 員 数		備 考
	常 勤	非常勤	
児童発達支援管理責任者	()	()	
児童指導員	()	()	
指導員	()	()	
保育士	()	()	
看護師	()	()	
機能訓練担当職員	()	()	
理学療法士	()	()	
作業療法士	()	()	
言語聴覚士	()	()	
嘱託医	()	()	
栄養士	()	()	
障がい福祉サービス経験者	()	()	
訪問支援員	()	()	
合計	()	()	

※ 直近月の1日現在で記入 兼務職員は()内に再掲

○ 管理者氏名 _____ ○ 児童発達支援管理責任者氏名 _____

○ 利用者数等

事業種別		利用人員	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	1日あたり平均
① 児 医 放 保	前年度	延人員														
		開所日数														
	今年度	延人員														
		開所日数														
② 児 医 放 保	前年度	延人員														
		開所日数														
	今年度	延人員														
		開所日数														

※1 事業種別を○で囲み、上段は前年度、下段は今年度の数を入れること

※2 「1日あたりの平均」は、小数点第2位以下を切り上げること

※3 多機能型もしくは2単位でサービス提供している場合には②欄を使用のこと

利用障がい児の住所(市町村) _____

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令
<p>児・医・放 居・保</p>	<p>3 契約支給量の報告等</p> <p>① サービスを提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。</p> <p>② 契約支給量の総量は、通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。</p> <p>③ サービスの利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>④ 通所受給者証記載事項に変更があった場合に、①から③に準じて取り扱っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>第13条第1項</p> <p>第13条第2項</p> <p>第13条第3項</p> <p>第13条第4項</p>
<p>児・医・放 居・保</p>	<p>4 提供拒否の禁止</p> <p>正当な理由がなくサービスの提供を拒んでいないか。</p> <p>過去1年間で_____件</p> <p>〔 <理由> 〕</p>	<p>いる・いない</p>	<p>第14条</p>
<p>児・医・放 居・保</p>	<p>5 連絡調整に対する協力</p> <p>市町村又は相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>事例なし</p>	<p>第15条</p>
<p>児・医・放 居・保</p>	<p>6 サービス提供困難時の対応</p> <p>利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合、他の事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>〔 <事例>※過去1年間 〕</p>	<p>いる・いない</p> <p>事例なし</p>	<p>第16条</p>

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令
児・医・放 居・保	7 受給資格の確認 受給者証により受給資格を確認しているか。 確認事項 [ア 支給決定の有無 イ 支給決定の有効期間 ウ 支給量等]	いる・いない	第 17 条
児・医・放 居・保	8 障がい児通所給付費の支給の申請に係る援助 ① 指定児童発達支援事業に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障がい児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 ② 指定児童発達支援事業に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障がい児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	いる・いない	第 18 条第 1 項 第 18 条第 2 項
児・医・放 居・保	9 心身の状況等の把握 指定児童発達支援事業の提供に当たっては、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	いる・いない	第 19 条
児・医・放 居・保	10 指定児童発達支援事業者等との連携等 ① 都道府県、市町村、他の指定障がい者福祉サービス事業者等との密接な連携に努めているか。 ② サービス提供の終了に際して利用者又はその家族に対し適切な指導を行っているか。	いる・いない	第 20 条第 1 項 第 20 条第 2 項 事例なし
児・医・放 居・保	11 サービスの提供の記録 ① サービスを提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を、当該指定児童発達支援の提供の都度記録しているか。 ② ①の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。	いる・いない	第 21 条第 1 項 第 21 条第 2 項

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令
<p>児・医・放 居・保</p>	<p>12 指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることができる金銭の支払の範囲等</p> <p>① サービスを提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障がい児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>② ①の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。(ただし、13の①から③までに掲げる支払については、この限りでない。)</p>	<p>いる・いない 事例なし</p> <p>いる・いない 事例なし</p>	<p>第22条第1項</p> <p>第22条第2項</p>
<p>児・医・放 居・保</p>	<p>13 利用者負担額等の受領</p> <p>① サービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該サービスに係る通所利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>② 法定代理受領を行わない(償還払い)サービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該サービスに係る指定障がい児通所支援費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>③ ①及び②の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、</p> <p>ア 食事の提供に要する費用(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)</p> <p>イ 日用品費</p> <p>ウ ア、イのほか、指定児童発達支援事業において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの以外の支払を当該通所給付決定保護者から受けていないか。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない 事例なし</p> <p>いる・いない 該当なし</p>	<p>第23条第1項 第60条第1項 第71条の12 第1項</p> <p>第23条第2項 第60条第2項 第71条の12 第2項</p> <p>第23条第3項 第60条第3項 第71条の12 第3項</p>

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令
<p>児・医・放 居・保</p>	<p>④ ③アの費用について、食材料費及び調理等に係る費用に相当する額を基本としているか。</p> <p>⑤ ①から③までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。</p> <p>⑥ ③の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。</p> <p>14 通所利用者負担額に係る管理</p> <p>通所給付決定に係る障がい児が同一の月に当該指定通所支援事業者が提供するサービス及び他の指定児童発達支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障がい児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該サービス及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定障がい児通所支援等を提供した指定児童発達支援事業者等に通知しているか。</p> <p>直近月の依頼件数_____件</p>	<p>いる・いない 事例なし</p> <p>いる・いない 事例なし</p> <p>いる・いない 事例なし</p> <p>いる・いない 事例なし</p>	<p>指針二イ</p> <p>第23条第5項 第60条第5項 第71条の12 第4項</p> <p>第23条第6項 第60条第6項 第71条の12 第5項</p> <p>第24条</p>
	<p>児・医・放 居・保</p>	<p>15 障がい児通所給付費の額に係る通知等</p> <p>① 法定代理受領によりサービスに係る障がい児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障がい児通所給付費の額を通知しているか。</p> <p>通知方法：_____</p>	<p>いる・いない</p>

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令
児・医・放 居・保	② 13②の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。	いる・いない 事例なし	第25条第2項 第61条第2項
	16 指定児童発達支援の取扱方針		
	① 利用者の心身の状況等に応じて、支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。	いる・いない	第26条第1項
	② サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障がい児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	いる・いない	第26条第2項
	③ その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 <第三者評価、自己点検等による評価の方法>	いる・いない	第26条第3項
児・放 ・	④ 質の評価及びその改善を行うに当たっては、自ら評価を行うとともに、当該事業者を利用する障がい児の保護者による評価を受けて、その改善を図っているか。	いる・いない	第26条第4項
児・放 ・	⑤ おおむね1年に1回以上、④の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しているか。	いる・いない	第26条第5項
児・医・放 居・保	17 児童発達支援計画の作成等 ① 管理者は、児童発達支援管理責任者に指定障がい児通所支援に係る児童発達支援計画・放課後等デイサービス計画・保育所等訪問計画（以下、個別支援計画）の作成に関する業務を担当させているか。	いる・いない	第27条第1項

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令
	② 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たり、適切な方法により障がい児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」）を行い、障がい児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	いる・いない	第 27 条第 2 項
	③ 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障がい児に面接しているか。また、この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障がい児に対して十分に説明し、理解を得ているか。	いる・いない	第 27 条第 3 項
	④ 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向、障がい児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した個別支援計画の原案を作成しているか。また、この場合において、障がい児の家族に対する援助及び当該指定通所支援事業所が提供する指定サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。	いる・いない	第 27 条第 4 項
	⑤ 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障がい児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用してできるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めているか。	いる・いない	第 27 条第 5 項
	⑥ 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障がい児に対し、当該計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。 ※計画書の様式を添付	いる・いない	第 27 条第 6 項

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令
	⑦ 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しているか。	いる・いない	第 27 条第 7 項
	⑧ 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況（障がい児についての継続的なアセスメントを含む。）のモニタリングを行うとともに、障がい児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて、当該計画の変更を行っているか。	いる・いない	第 27 条第 8 項
	⑨ 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行い、特段の事情のない限り、次のア、イに定めるところにより行っているか。 ア 定期的に通所給付決定保護者及び障がい児に面接すること。 イ 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	いる・いない	第 27 条第 9 項
	⑩ ②～⑦の事項は、⑧にある個別支援計画の変更についても準用されているか。	いる・いない	第 27 条第 10 項
	18 児童発達支援管理責任者の責務 児童発達支援管理責任者は、17 に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 〔ア 19 にある相談及び援助を行うこと イ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと〕	いる・いない	第 28 条
児・医・放 居・保	19 相談及び援助 常に障がい児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障がい児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	いる・いない	第 29 条
児・医・放 居・保	20 指導、訓練等 ① 障がい児の心身の状況に応じ、障がい児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。	いる・いない	第 30 条第 1 項

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令
	② 障がい児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。	いる・いない	第30条第2項
	③ 障がい児の適性に応じ、障がい児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っているか。	いる・いない	第30条第3項
	④ 常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。	いる・いない	第30条第4項
	⑤ 障がい児に対して、当該障がい児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。	いる・いない	第30条第5項
児・医・放 ・	21 食事		
	① 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。④において同じ。）において、障がい児に食事を提供するときは、献立は、できる限り、変化に富み、障がい児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。	いる・いない 事例なし	第31条第1項
	② 食事は、①によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障がい児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。	いる・いない 事例なし	第31条第2項
	③ 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。	いる・いない 事例なし	第31条第3項
	④ 指定児童発達支援事業所においては、障がい児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。	いる・いない 事例なし	第31条第4項
児・医・放 居・保	22 社会生活上の便宜の供与等		
	① 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障がい児のためのレクリエーション行事を行っているか。	いる・いない	第32条第1項

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令				
<p>児・医・</p> <p>・</p>	<p>② 常に障がい児の家族との連携を図るよう努めているか。</p> <p>23 健康管理</p> <p>① 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障がい児の健康の状況に注意するとともに、通所する障がい児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも一年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を行っているか。</p> <p>② ①の指定児童発達支援事業者は、①の内容にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しているか。</p> <table border="1" data-bbox="427 1182 1043 1536"> <tr> <td data-bbox="427 1182 724 1391">児童相談所等における障がい児の通所開始前の健康診断</td> <td data-bbox="724 1182 1043 1391">通所する障がい児に対する障がい児の通所開始時の健康診断</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1391 724 1536">障がい児が通学する学校における健康診断</td> <td data-bbox="724 1391 1043 1536">定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table> <p>③ 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る）の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払っているか。</p>	児童相談所等における障がい児の通所開始前の健康診断	通所する障がい児に対する障がい児の通所開始時の健康診断	障がい児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない 該当なし</p>	<p>第32条第2項</p> <p>第33条第1項</p> <p>第33条第2項</p> <p>第33条第3項</p>
	児童相談所等における障がい児の通所開始前の健康診断	通所する障がい児に対する障がい児の通所開始時の健康診断					
障がい児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断						
<p>児・医・放 居・保</p>	<p>24 緊急時の対応</p> <p>現に指定児童発達支援の提供を行っているときに病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p> <p>〔 緊急時の対応方法 〕</p>	<p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない 事例なし</p>	<p>第34条</p>				

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令
<p>児・医・放 居・保</p>	<p>25 通所給付決定保護者に関する市町村へ通知 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>〔ア 正当な理由なしに利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認められるとき。 イ 偽りその他不正な行為によって介護給付費等を受け、又は受けようとしたとき。〕</p>	<p>いる・いない 事例なし</p>	<p>第 35 条 第 62 条</p>
<p>児・医・放 居・保</p>	<p>26 管理者の責務</p> <p>① 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。</p> <p>② 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>第 36 条第 1 項</p> <p>第 36 条第 2 項</p>
<p>児・医・放 居・保</p>	<p>27 運営規程 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>〔ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 営業日及び営業時間 エ 利用定員（*居・保は除く） オ 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 カ 通常の事業の実施地域 キ サービスの利用に当たっての留意事項 ク 緊急時等における対応方法 ケ 非常災害対策（*居・保は除く） コ 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類（*医・居・保は除く） サ 虐待の防止のための措置に関する事項 シ その他運営に関する重要事項〕</p>	<p>いる・いない</p>	<p>第 37 条 第 63 条 第 71 条の 13</p>

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令												
児・医・放 居・保	28 勤務体制の確保等 ① 障がい児に対し、適切なサービスを提供することができるよう、指定事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めているか。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">※直近の勤務形態一覧表を添付</div> ② 指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定事業所の従業員によってサービスを提供しているか。(ただし障がい児支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。) ③ 従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	いる・いない	第38条第1項												
	※実施状況（過去1年間） <table border="1" data-bbox="456 840 1380 1120"> <thead> <tr> <th>実施日</th> <th>対象者</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	実施日	対象者	内容										いる・いない	第38条第2項 第38条第3項
	実施日	対象者	内容												
④ 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動が、業務上必要かつ相当な範囲を超えている場合に従業員の就業環境が害さないよう、防止策の明確化等の必要な措置を講じているか。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>具体的な防止策</p> <p><u>ア 事業主の方針等の明確化及びその周知、啓発</u></p> <p>(1) 職場におけるハラスメントの内容・行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること。</p> <p>(2) 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること。</p> <p><u>イ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</u></p> <p>(1) 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。</p> <p>(2) 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること。</p> </div>	いる・いない	第38条第4項													

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令
児・医・放・居・保	<p>ウ ハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事実関係を迅速かつ正確に確認すること。 (2) 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと。 (3) 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと。 (4) 再発防止に向けた措置を講ずること。 <p>エ そのほか併せて講ずべき措置</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨を従業者に周知すること。 (2) 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。 <p>29 業務継続計画の策定等</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 感染症や非常災害発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めているか。 <p>記入項目</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組実施、備蓄品の確保等） (2) 初動対応 (3) 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等が停止した場合の対策、必要品の備蓄等） (2) 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制） (3) 他施設及び地域との連携 	<p>いる・いない</p>	<p>第38条の2 第1項</p>

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令
児・医・放・	③ 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に行っているか。	いる・いない	第38条の2第2項
	④ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	いる・いない	第38条の2第3項
児・医・放・	30 定員の遵守 利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行っていないか。 （ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。）	いる・いない 該当なし	第39条
児・医・放・	31 非常災害対策 ① 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員へ周知しているか。	いる・いない	第40条第1項
	② 非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 ※直近の避難訓練等の実施日 _____年 月 日、_____年 月 日、 防火管理者氏名 _____ 消防計画の届出日 _____年 月 日	いる・いない	第40条第2項
	③ 市町村防災計画に定められた浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設となっているか。	いる・いない 非該当	水防法・土砂災害防止法改正 H29.6.19
	④ 避難確保計画を作成し、市町村に報告を行っているか。	いる・いない 非該当	
	⑤ 避難確保計画に基づき、避難訓練を行っているか。	いる・いない 非該当	
	⑥ 避難訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	いる・いない	第40条第3項

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令
<p>児・医・放 居・保</p>	<p>32 安全計画の策定等</p> <p>① 障がい児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、事業所の設備の安全点検、従業者、障がい児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>② 従業者に対し、安全計画について周知するとともに、①の研修及び訓練を定期的の実施しているか。</p> <p>③ 事業者は、障がい児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。</p> <p>④ 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>第40条の2 第1項</p> <p>第40条の2 第2項</p> <p>第40条の2 第3項</p> <p>第40条の2 第4項</p>
<p>児・医・放 居・保</p>	<p>33 自動車を運行する場合の所在の確認</p> <p>① 障がい児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障がい児の移動のために自動車を運行するときは、障がい児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障がい児の所在を確実に把握することができる方法により、障がい児の所在を確認しているか。</p> <p>② 障がい児の送迎を目的とした自動車（運転手席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものと同程度に障がい児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障がい児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて①に定める所在の確認（障がい児の降車の際に限る。）を行なっているか。またはそれに代わる何らかの措置（チェックシート等）を講じているか。</p>	<p>いる・いない 事例なし</p> <p>いる・いない 事例なし</p>	<p>第40条の3 第1項</p> <p>第40条の3 第2項</p>

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令
児・医・放 居・保	34 衛生管理等 ① 障がい児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（3月に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。	いる・いない	第41条第1項
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>直近の委員会開催日</p> <p style="text-align: center;">_____月 日、_____月 日、_____月 日</p> <p>構成員（参加者に○をつけること。）</p> <p style="text-align: center;">代表者 ・ 管理者 ・ 児発管 ・ 児童指導員 ・ 看護職員 保育士 ・ その他（ _____ ）</p> <p>感染対策担当者</p> <p style="text-align: center;">職種： _____ 担当者名： _____</p> </div>	いる・いない	第41条第2項 1号
	③ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>定めるべき事項</p> <p>ア 平常時の対策</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 事務所内の衛生管理環境の整備等</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) ケアにかかる感染症対策 手洗い、標準的な予防策等</p> <p>イ 発生時の対処方法</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 発生状況の把握方法</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 感染拡大の防止策</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 医療機関や保健所、市町村の関係課等の関係機関への報告、連携方法</p> <p style="margin-left: 20px;">(4) 事業所内の連絡体制整備</p> </div>	いる・いない	第41条第2項 2号
	④ 従業者に対して、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施しているか。	いる・いない	第41条第2項 3号

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令
児・放 居・	35 協力医療機関 障がい児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	いる・いない 該当なし	第 42 条
児・医・放 居・保	36 掲示 事業所の見やすい場所に重要事項等の掲示を行う又は重要事項等を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧できるようにしているか。 〔 掲示内容 ア 運営規程の概要 イ 従業員の勤務体制 ウ 協力医療機関等 エ その他のサービス選択に資すると認められる重要事項〕	いる・いない	第 43 条
児・医・放 居・保	37 身体拘束等の禁止 ① サービスの提供に当たっては、障がい児又は他の障がい児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障がい児の行動を制限する行為（②において「身体拘束等」という。）を行っていないか。	いる・いない 事例なし	第 44 条第 1 項
児・医・放 居・保	② やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障がい児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	いる・いない	第 44 条第 2 項
児・医・放 居・保	③ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用してできるものとする。）を定期的（年 1 回以上）に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図っているか。	いる・いない	第 44 条第 3 項 1 号
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>直近の委員会開催日 _____ 月 日、_____ 月 日、_____ 月 日</p> <p>構成員（参加者に○をつけること。） 代表者 ・ 管理者 ・ 児発管 ・ 児童指導員 ・ 看護職員 保育士 ・ その他（ _____ ）</p> <p>身体拘束適正化担当者 職種： _____ 担当者名： _____</p> </div>			

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令
児・医・放 居・保	<p>④ 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</p> <p>指針の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会その他事業所内組織に関する事項 ウ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 エ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 オ 身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針 カ 障がい児又はその家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他身体的拘束等の適正化推進のために必要な基本方針 	いる・いない	第44条第3項 2号
	<p>⑤ 身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年1回以上）に実施しているか。</p>	いる・いない	第44条第2項 3号
	<p>38 虐待等の禁止</p> <p>① 障がい児に対し、<u>児童虐待の防止等に関する法律</u>第二条各号に掲げる行為その他当該障がい児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p> <p>【参考】児童虐待の防止等に関する法律該当箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 イ 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 ウ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二つ又は次に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。 エ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をい 	いる・いない	第45条第1項

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令
児・医・ ・	39 懲戒に係る権限の濫用禁止 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる管理者は、障がい児に対し親権を行う場合であって懲戒するとき又は懲戒に関しその障がい児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用していないか。	いる・いない	第46条
児・医・放 居・保	40 秘密保持等 ① 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らしていないか。 ② 正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 ③ 指定障がい児入所施設等、指定障がい福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障がい児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障がい児又はその家族の同意を得ているか。	いる・いない	第47条第1項
		いる・いない	第47条第2項
		いる・いない	第47条第3項
児・医・放 居・保	41 情報の提供等 ① 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障がい児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 ② 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	いる・いない	第48条第1項 第63条の2
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> ※ パンフレット等を作成していたら添付 </div>	いる・いない	第48条第2項
児・医・放 居・保	42 利益供与等の禁止 ① 障がい児相談支援事業者、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（②において「障がい児相談支援事業者等」という。）、障がい福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障がい児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介する	いる・いない	第49条第1項

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令				
<p>児・医・放 居・保</p>	<p>ことの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>						
	<p>② 障がい児相談支援事業者等、障がい福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障がい児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>第 49 条第 2 項</p>				
	<p>43 苦情解決 ① 提供したサービスに関する障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>第 50 条第 1 項</p>				
	<p>② 苦情の内容等を記録しているか。</p>	<p>いる・いない 事例なし</p>	<p>第 50 条第 2 項</p>				
	<p>③ 県及び市町村が行う調査及び検査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行い求めに応じ改善内容の報告をしているか。</p>	<p>いる・いない 事例なし</p>	<p>第 50 条第 3 項 第 50 条第 4 項</p>				
<p>④ 社会福祉法第 85 条の規定により運営適正化委員会が行う調査又はあっせんに協力しているか。</p>	<p>いる・いない 事例なし</p>	<p>第 50 条第 5 項</p>					
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th data-bbox="418 1357 922 1402">調査・あっせん内容</th> <th data-bbox="928 1357 1457 1402">対応状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="418 1411 922 1518"></td> <td data-bbox="928 1411 1457 1518"></td> </tr> </tbody> </table>		調査・あっせん内容	対応状況				
調査・あっせん内容	対応状況						
<p>児・医・放 居・保</p> <p>児・医・ ・</p>	<p>44 地域との連携等 ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>第 51 条第 1 項</p>				
	<p>② 通常の事業の実施地域の障がい児の福祉に関し、その家庭からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めているか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>第 51 条第 2 項</p>				

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令
<p>・ ・ 居・保</p>	<p>② 障がい児に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から五年間保存しているか。</p> <p>〔ア 指定通所支援事業に係る必要な事項の提供の記録 イ 個別支援計画 ウ 市町村への通知に係る記録 エ 身体拘束等の記録 オ 苦情の内容等の記録 カ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録〕</p>	<p>いる・いない</p>	<p>第54条第2項</p>
	<p>48 身分を証する書類の携行</p> <p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障がい児、通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>第71条の11</p>
	<p>第5 変更・廃止・休止・再開の届出等</p> <p>① 変更</p> <p>指定児童発達支援事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>※ 最近の届出 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	
	<p>② 休止・廃止</p> <p>指定児童発達支援事業者は、当該指定に係るサービス事業を廃止又は休止しようとするとき、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を県知事に届け出ているか。</p> <p>③ 再開</p> <p>指定児童発達支援事業者は、当該指定に係るサービス事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>いる・いない 事例なし</p> <p>いる・いない 事例なし</p>	

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令
<p>児・医・放 居・保</p> <p>児・ ・</p> <p>・医・ ・</p> <p>・ ・放 ・</p>	<p>第6 通所給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>① 児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「介護給付費等単位数表」により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>② ①の規定により、児童発達支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>2 児童発達支援給付費</p> <p>① 児童発達支援の費用の額は平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障がい児通所給付費等単位表」の第1の1により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>3 医療型児童発達支援給付費</p> <p>医療型児童発達支援の費用の額は平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障がい児通所給付費等単位表」の第2の1により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>4 放課後等デイサービス給付費</p> <p>放課後等デイサービスの費用の額は平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障がい児通所給付費等単位表」の第3の1により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」を乗じて得た額を算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない 該当なし</p>	

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令
<ul style="list-style-type: none"> • • • 居 • 	<p>5 居宅訪問型児童発達支援給付費</p> <p>居宅訪問型児童発達支援の費用の額は平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障がい児通所給付費等単位表」の第4により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」を乗じて得た額を算定しているか。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	
<ul style="list-style-type: none"> • • • 保 	<p>6 保育所等訪問支援給付費</p> <p>保育所等訪問支援の費用の額は平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障がい児通所給付費等単位表」の第5の1により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」を乗じて得た額を算定しているか。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 児 • 医 • • 	<p>7 児童発達支援給付費の減算</p> <p>① 地方公共団体が設置する事業所にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 児 • 医 • 放 • 	<p>② 利用者の数が利用定員を超える場合、又は従業者の員数が基準に満たない場合、所定の単位数に100分の70を乗じて得た額を算定しているか。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 児 • • 放 居 • 保 	<p>③ 人員欠如に該当する場合減算しているか</p> <p>ア 児童指導員、保育士又は障がい福祉サービス経験者の欠如</p> <p>イ 児童発達支援管理者責任者の欠如</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 児 • 医 • 放 居 • 保 	<p>④ 個別支援計画等が作成されていない場合、作成されていない期間が3月未満の場合は所定の単位数に100分の70を乗じて得た額を、3月以上の場合は所定単位数に100分の50を乗じて得た額を算定しているか。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	
<ul style="list-style-type: none"> • • • 保 	<p>⑤ 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、同一日に同一場所で複数の障がい児に支援を提供した場合に、所定の単位数に100分の93を乗じて得た額を算定しているか。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令
<p>児・医・放 ・</p>	<p>8 開所時間減算 運営規程に定めるサービス提供時間（送迎に要する時間は含まない。）が4時間未満の場合には、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を、4時間以上6時間未満の場合には、所定単位数に100分の85を乗じて得た数を算定しているか。（放課後等デイサービスにあつては「学校休業日」に行う場合に限る。）</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	
<p>児・医・放 居・保</p>	<p>9 身体拘束廃止未実施減算 身体拘束にかかるアからエの基準を順守し、満たない場合は1人あたり5単位を減算しているか。 ア 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。 イ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ウ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していること。 エ 身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施していること。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>イ～エは、令和5年度から適用</p>
<p>児・・放 ・</p>	<p>10 自己評価結果等未公表減算 ア 事業所が自ら質の評価を行い、障がい児及びその保護者による評価を受け、その結果を事業運営に反映させて質の改善を図っているか。 イ インターネットの利用その他の方法により広く公表し、公表方法及び公表内容を市に届け出ているか。 ウ ア、イを行っていない場合、所定単位数に100分の85を乗じて得た数を算定しているか。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令
児・・放 ・	11 児童指導員等加配加算 給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、次のアからウのいずれかを1名以上（常勤換算による算定）配置しているものとして岡崎市長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ア 理学療法士等（保育士含む）を加配 イ 児童指導員等を加配 ウ その他の従業員を加配	ア・イ・ウ を算定 該当なし	
児・・放 ・	12 専門的支援加算 ① 理学療法士等（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理指導担当職員等）を常勤換算で1名以上加配して支援を行った場合、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 なお、児童発達支援事業所においては、5年以上実務経験のある保育士を理学療法士等を含むことができる。	いる・いない 該当なし	
児・・ ・	② 5年以上実務経験のある児童指導員を常勤換算で1名以上加配して支援を行った場合、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 なお、②は児童発達支援事業所のみ算定でき、放デイ事業所は算定できない。	いる・いない 該当なし	
児・・放 ・	13 看護職員加配加算 （重症心身障がい児が通う事業所のみ対象） ① 看護職員加配加算（Ⅰ） 医療ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数／開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が40点以上になること。【看護職員1人分の加算】 ② 看護職員加配加算（Ⅱ） 医療ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数／開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が72点以上になること。【看護職員2人分の加算】	いる・いない 該当なし いる・いない 該当なし	

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令
児・・	14 人工内耳装用児支援加算 難聴児のうち人工内耳を装着している障がい児に対して、指定児童発達支援を行った場合に、人工内耳装用児支援加算として、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない 該当なし	
児・医・放 ・保	15 家庭連携加算 平成24年厚生労働省告示第15号「基準省令」により置くべき従業者が、個別支援支援計画に基づき、あらかじめ給付決定保護者の同意を得て、障がい児の居宅を訪問して当該障がい児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に <u>1月4回（保は2回）</u> を限度として、サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。	いる・いない 該当なし	
児・医・放 ・	16 事業所内相談支援加算 ① 事業所内相談支援加算（Ⅰ） 指定児童発達支援事業所従業者が個別支援計画に基づき、あらかじめ給付決定保護者の同意を得て、障がい児及びその家族等に対して、障がい児への支援方法等に関する相談援助を <u>個別に実施している場合に1月に1回</u> を限度として所定単位数を加算しているか。 ② 事業所内相談支援加算（Ⅱ） ①の相談援助を <u>グループ</u> で実施している場合に1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。	いる・いない 該当なし いる・いない 該当なし	
児・医・	17 食事提供加算（経過処置の延長） ① 食事提供加算（Ⅰ） 児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第1項第2号に掲げる中間所得者の通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障がい児対し、当該施設で調理した食事を提供した場合に、1日につき所定単位数加算しているか。	いる・いない 該当なし	

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令
児・医・放 居・保	<p>② 食事提供加算（Ⅱ） 児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令(昭和 23 年政令第 74 号)第 24 条第 1 項第 3 号に掲げる低所得者等の通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障がい児対し、当該施設で調理した食事を提供した場合に、1 日につき所定単位数加算しているか。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	
	<p>18 利用者負担上限額管理加算 事業所が給付決定保護者から依頼を受け、基準省令により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合には、1 月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	
	<p>19 福祉専門職員配置等加算</p> <p>① 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 児童指導員又は障がい福祉サービス経験者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上であるものとして岡崎市長に届け出た事業所において、サービス提供を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>② 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 児童指導員又は障がい福祉サービス経験者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして岡崎市長に届け出た事業所において、サービス提供を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>③ 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） 次のア又はイのいずれかに該当するものとして岡崎市長に届け出た事業所において、サービス提供を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ア 児童指導員、保育士若しくは障がい福祉サービス経験者として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が 100 分の 75 以上であること。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない 該当なし</p>	

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令
<p>児・・</p>	<p>イ 児童指導員、保育士若しくは障がい福祉サービス経験者として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p> <p>20 栄養士配置加算</p> <p>① 栄養士配置加算（Ⅰ） 次のア及びイに掲げる基準のいずれにも適合するものとして岡崎市長に届け出た児童発達支援センターにおいて定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ア 常勤の管理栄養士又は栄養士は1名以上配置していること。 イ 障がい児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意し、適切な食事管理を行っていること。</p> <p>② 栄養士配置加算（Ⅱ） 次のア及びイに掲げる基準のいずれにも適合するものとして岡崎市長に届出た児童発達支援センターにおいて定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、（Ⅰ）を算定している場合は算定しない。 ア 栄養士を1名以上配置していること。 イ 障がい児の日常生活状況、嗜好を把握し、安全及び衛生に留意し、適切な食事管理を行っていること。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない 該当なし</p>	
<p>児・医・</p>	<p>21 欠席時対応加算 指定児童発達支援事業所等において利用障がい児が、あらかじめ当該児童発達支援の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援従業者が、障がい児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障がい児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。（重心心身障がい児を支援する場合に限り定員充足率が80%未満の場合は1月につき8回を限度とする。）</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令
<ul style="list-style-type: none"> ・ ・放 ・ 	<p>① 欠席時対応加算（Ⅰ） 指定放課後等デイサービス事業所等において利用障がい児が、当該放課後等デイサービスの利用を予定していた日に<u>急病等により</u>その利用を中止した場合において、従業者が障がい児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障がい児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。（重心心身障がい児を支援する場合に限り定員充足率が80%未満の場合は1月につき8回を限度とする。）</p> <p>② 欠席時対応加算（Ⅱ） 指定放課後等デイサービス事業所において利用障がい児が、当該放課後等デイサービスの利用を予定していた日に、<u>体調不良等のやむを得ない事情により30分に満たない利用</u>を行った場合において、従業者が障がい児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障がい児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない 該当なし</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 児・医・放 ・ 	<p>22 特別支援加算</p> <p>① 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員又は視覚障がい者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を配置しているか。 （医療型は言語聴覚士、又は心理担当職員の配置であること。）</p> <p>② 個別支援計画を踏まえ、障がい児ごとに特別支援計画を作成し、支援計画に基づいた訓練を行っているか。また、加算対象児ごとの訓練記録を作成しているか。 （ただし主たる障がい者が重症心身障がい児の児童発達支援センター、児童発達支援事業所における理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員による訓練については算定しない。また、児童発達支援センターにおいて難聴児に対し、言語聴覚士による訓練を行う場合及び児童指導員等加配加算により理学療</p>	<p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない 該当なし</p>	

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令
児・放 ・	<p>法士等（保育士を除く。）を配置している場合は算定しない。）</p> <p>23 強度行動障害児支援加算 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障がいをもつ障がい児に対してサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	
児・医・放 ・	<p>24 個別サポート加算</p> <p>① 個別サポート加算（Ⅰ） 著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障がい児への支援を国の定めた基準に基づき実施した場合、1日につき所定単位数を加算しているか。（児童発達支援センターは除く。）</p> <p>② 個別サポート加算（Ⅱ） 虐待等の要保護、要支援児童を公的機関や、要保護児童対策地域協議会、医師との連携などと連携して支援した場合、1日につき所定単位数を加算しているか。（児童発達支援センターは除く）</p>	<p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない 該当なし</p>	
児・放 ・	<p>25 医療連携体制加算</p> <p>① 医療連携体制加算（Ⅰ） 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して医療ケア以外の看護を行った場合（1時間未満）に、当該看護を受けた障がい児に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 （ただし、主たる障がい重症心身障がい算定している児童発達支援センターと児童発達支援は算定しない。また看護職員加配加算を算定している場合は算定しない。）</p> <p>② 医療連携体制加算（Ⅱ） 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して医療ケア以外の看護を行った場合（1時間以上2時間未満）に、当該看護を受けた障がい児に対し、1日につき</p>	<p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない 該当なし</p>	

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令
	<p>所定単位数を加算しているか。 (ただし、主たる障がいが重症心身障がい 算定している児童発達支援センターと児童発達支援は算定しない。また看護職員加配加算を算定している場合は算定しない。)</p> <p>③ 医療連携体制加算(Ⅲ) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して医療ケア以外の看護を行った場合(2時間以上)に、当該看護を受けた障がい児に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 (ただし、主たる障がいが重症心身障がい 算定している児童発達支援センターと児童発達支援は算定しない。また看護職員加配加算を算定している場合は算定しない。)</p> <p>④ 医療連携体制加算(Ⅳ) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して医療ケアの看護を行った場合(4時間未満)に、当該看護を受けた障がい児に対し、その利用者数(ア1人、イ2人、ウ3人～8名)に応じて1日につき所定単位数を加算しているか。 (ただし、主たる障がいが重症心身障がい 算定している児童発達支援センターと児童発達支援と放課後等デイサービスは算定しない。また看護職員加配加算を算定している場合は算定しない。)</p> <p>⑤ 医療連携体制加算(Ⅴ) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して医療ケアの看護を行った場合(4時間以上)に、当該看護を受けた障がい児に対し、その利用者数(ア1人、イ2人、ウ3人～8名)に応じて1日につき所定単位数を加算しているか。 (ただし、主たる障がいが重症心身障がい 算定している児童発達支援センターと児童発達支援と放課後等デイサービスは算定しな</p>	<p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない 該当なし</p>	

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令
児・医・放 ・	<p>い。また看護職員加配加算を算定している場合は算定しない。)</p> <p>⑥ 医療連携体制加算 (VI) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に利用者の痰吸引等に係る指導を行った場合につき当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 (ただし、主たる障がいが重症心身障がい算定している児童発達支援センターと児童発達支援は算定しない。また看護職員加配加算を算定している場合は算定しない。)</p>	いる・いない 該当なし	
	<p>⑦ 医療連携体制加算 (VII) 医療機関等との連携により、認定特定行為業務従事者が痰吸引等を行った場合児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の障がい児に対して看護を行った場合に、当該障がい児1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 (ただし、①～⑥又は主たる障がいが重症心身障がい算定している児童発達支援センターと児童発達支援と放課後等デイサービスは算定しない。また看護職員加配加算を算定している場合は算定しない。)</p>	いる・いない 該当なし	
	<p>26 送迎加算</p> <p>① 障がい児、重症心身障がい児に対して送迎を行った場合に、片道につきそれぞれ所定単位数を加算しているか。</p> <p>② 看護職員加配加算を算定する事業所であって、看護職員が伴い、喀痰吸引等が必要な障がい児(重症心身障がい児を除く。)に対して送迎を行った場合に、さらに加算しているか。 (ただし、送迎加算について、児童発達支援センターにおいて障がい児(重症心身障がい児を除く。)に対し送迎を行った場合については算定しない。) また、医療型児童発達支援においては、重症心身障がい児の送迎について、運転手に加</p>	いる・いない 該当なし いる・いない 該当なし	

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令
<p>・医・</p> <p>・</p> <p>児・医・放</p> <p>・</p>	<p>えて規定により置くべき職員等を1名以上配置している場合に算定しているか。</p> <p>③ 同一敷地内の送迎については、加算単位数の70%を算定しているか。</p> <p>27 保育職員加配加算 保育機能の充実を図るため、医療型児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業員の員数に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして岡崎市長に届け出た定員21人以上の指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>28 延長支援加算 次のア～エに掲げる基準のいずれにも適合するものとして岡崎市長に届け出た児童発達支援事業において、障がい児の障がい種別及び1日の延長支援に要した時間に応じ、所定単位数を加算しているか。 ア 運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において児童発達支援を行った場合に、所定単位数を算定している。 イ 営業時間に送迎のみを実施する時間は含まれていない。 ウ 延長時間帯に基準の規程により置くべき職員（直接支援業務に従事する者）が1名以上配置されている。 エ 保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障がい児支援利用計画に記載されている。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない 該当なし</p>	

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令
児・医・放 ・	29 関係機関連携加算 ① 関係機関連携加算（Ⅰ） 障がい児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障がい児に係る個別支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として所定単位数を算定しているか。 ② 関係機関連携加算（Ⅱ） 障がい児が就学予定の小学校若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等（以下小学校等という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を算定しているか。	いる・いない 該当なし いる・いない 該当なし	
児・医・放 ・	30 保育・教育等移行支援加算 地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、事業所を退所して保育所等に通うことになった障がい児に対して、退所後 30 日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。 （ただし、当該障がい児が退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は加算しない。）	いる・いない 該当なし	
・ ・ 居・	31 通所施設移行支援加算 指定居宅訪問型児童発達支援を利用する障がい児に対して、児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所に通うための相談援助及び連絡調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。	いる・いない 該当なし	

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令
<p>・ ・ ・保</p> <p>児 ・ ・放 ・</p>	<p>32 初回加算 新規に保育所等訪問支援計画を作成した障がい児に対して、当該指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が初めて又は初回の指定保育所等訪問支援を行った日の属する月に指定保育所等訪問支援を行った際に児童発達支援管理責任者が同行した場合に1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>33 共生型サービス体制強化加算 共生型児童発達支援費、共生型放課後等デイサービス給付費について、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして岡崎市長に届け出た共生型事業所において、支援を行った場合に、所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない 該当なし</p>	
<p>児 ・ 医 ・ 放 ・ 居 ・ 保</p>	<p>34 福祉・介護職員処遇改善加算 以下のアからコの該当する要件に応じて、①から③の所定単位数を算定しているか。</p> <p>① 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） アからコすべてに該当する場合</p> <p>② 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） ケ以外すべて該当する場合</p> <p>③ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） アからカ及びビコに該当し、キ、クいずれかに該当する場合</p> <p>賃金改善に関する項目 ア 福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている場合 イ アの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全福祉・介護職員に周知し、岡崎市長に届け出ている場合</p>	<p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない 該当なし</p>	

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令
<p>児・医・放 居・保</p>	<p>ウ 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施する場合</p> <p>エ 事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を岡崎市長に届け出ている場合</p> <p>オ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない場合</p> <p>カ 労働保険料の納付が適正に行われている場合</p> <p>キャリアパス要件Ⅰ</p> <p>キ 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定め、書面をもって全福祉・介護職員に周知している場合</p> <p>キャリアパス要件Ⅱ</p> <p>ク 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保しているし、全福祉・介護職員に周知している場合</p> <p>キャリアパス要件Ⅲ</p> <p>ケ 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けており、書面をもって全福祉・介護職員に周知している場合</p> <p>職場環境等要件</p> <p>コ イの届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知している場合</p>		
	<p>35 福祉・介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>以下のアからクの該当する要件に応じて、①、②の所定単位数を算定しているか。</p> <p>① 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） アからクすべてに該当する場合</p> <p>② 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） ア、ウからクすべてに該当する場合</p>	<p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない 該当なし</p>	

該当サービス	実地指導項目	確認状況	根拠法令						
	<p>ア 34「福祉・介護職員処遇改善加算①②③」のいずれかを算定している場合</p> <p>イ 19「福祉専門職員配置等加算」を算定している場合 ※居・保は当該要件はなし</p> <p>ウ 職員を以下A、B、Cに定義した場合に、次に掲げる基準(1)から(4)の<u>いずれにも適合し、かつ本加算算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている場合</u></p> <table border="1" data-bbox="450 618 1043 837"> <tr> <td data-bbox="450 618 528 748">A</td> <td data-bbox="528 618 1043 748">経験・技能を有する福祉・介護職員 (所属する法人での勤続年数が基本的に10年以上)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 748 528 792">B</td> <td data-bbox="528 748 1043 792">その他の福祉・介護職員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 792 528 837">C</td> <td data-bbox="528 792 1043 837">その他職種の職員</td> </tr> </table> <p>(1) Aのうち1人以上が、<u>月額8万円以上賃金増又は年額440万円までの賃金増である場合</u></p> <p>(2) Aの賃金増の見込額の平均が、Bの賃金増の見込額の<u>平均を上回っている場合</u></p> <p>(3) Bの賃金増の見込額の平均が、Cの賃金増の見込額の<u>平均の2倍以上である場合</u></p> <p>(4) Cの賃金増の見込額が<u>年額440万円を上回らない場合</u></p> <p>エ 賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全職員に周知し、岡崎市長に届け出ている場合</p> <p>オ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金増を実施した場合</p> <p>カ 事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を岡崎市長に報告した場合</p> <p>キ エの届出に係る計画の期間中に実施する職員の賃金改善以外の処遇改善の内容及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全職員に周知している場合</p> <p>ク カの処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表している場合</p>	A	経験・技能を有する福祉・介護職員 (所属する法人での勤続年数が基本的に10年以上)	B	その他の福祉・介護職員	C	その他職種の職員		
A	経験・技能を有する福祉・介護職員 (所属する法人での勤続年数が基本的に10年以上)								
B	その他の福祉・介護職員								
C	その他職種の職員								

該当サービス	実 地 指 導 項 目	確認状況	根拠法令
<p>・ ・ 居・保</p> <p>・ ・ 居・保</p>	<p>37 訪問支援員特別加算 (専門職員が支援を行う場合)</p> <p>専門性の高い支援を行うため、次のア又はイのいずれかの職員が配置されているものとして岡崎市長に届け出た事業所において、サービス支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ア 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障がい児に対する直接支援の業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に5年以上従事した者</p> <p>イ 障がい児に対する直接支援の業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に10年以上従事した者</p> <p>38 特別地域加算</p> <p>中山間地域等にある保育所等に、事業所の訪問支援員がサービスを行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない 該当なし</p>	

